安全保障貿易管理と日韓協力

富山大学研究推進機構サステナビリティ国際研究センター客員教授
金奉吉

要　旨

米中対立の激化、ロシアによるウクライナ侵攻の勃発など、国際安全保障環境の変化の中で、安全保障輸出管理の在り方が問われている。本稿ではまず、冷戦後の国際輸出管理レジームの変遷を総括する。次いで、その中で北東アジアに位置する日本と韓国の安全保障輸出管理制度を取り上げる。それらの分析に基づいて日本と韓国の輸出管理における協力の必要性を示し、協力の在り方を提言する。

キーワード：安全保障貿易管理、経済安全保障、北東アジア
JELコード：classification: F52

1. はじめに

米中貿易紛争および技術覇権競争の持続、グローバルサプライチェーンの再編（陣営化）などに対する主要国の対応過程で産業政策や保護主義の復活とともに過去の冷戦時代を彷彿とさせる経済ブロック化が進行し、経済ブロック化が進行し、経済安全保障と輸出管理が国際的貿易規範として重要な政策的手段の一つとして浮上している。

特に、米国が安全保障を前面に出しながら多数の通商制限を導入し、主要国とも協調することで、国際貿易体制の安全保障化が急速に進んでいる。米国の対中政策は政権交代と関係なく具体的な方法と強度の差があるだけで、強硬基調は当分維持されるものと予想される中で、現行の国際輸出管理体制を通じた国家安全保障目的の輸出管理措置が正当化できない場合、米国の包括的輸出管理制度はさらに強化されると思われる。米国は自国企業に不利益が集中しないよう輸出管理措置の域外適用および多国化を持続的に推進することで同盟・友好国にも参加と役割分担を強めつつある。

このように韓国と日本を取り巻く地政学的・地経学的リスクが高まりつつあるなかで、日韓両国は米国とは安保上緊密な同盟関係にある一方、対中経済依存度が高い状況を考慮すると、二者択一的な政策選択よりは米中との共存を図ることが最善の選択といえる。したがって、日韓両国は貿易の安全保障化がもたらす自由貿易体制に及ぼす中長期的影響について慎重に評価し、急速に拡大しているサプライチェーンの再編、技術・資源の武器化などのエコノミック・ステイトクラフト（Economic Statecraft）に対してより積極的に対応していくことが必要となる。特に、日韓両国を取り巻く地政学的・地経学的リスクが高まっている状況を注視しつつ、自由貿易体制と安定した通商環境の維持及びリスク管理のための国際協力の強化、独自の技術開発力の確保、サプライチェーンの強化など、経済安全保障体制をさらに強化していく必要がある。

このような問題意識に基づき、本研究では日韓両国の貿易安全保障政策と制度を比較分析することで、今後日韓両国の経済安全保障及び輸出管理における協力の在り方について模索する。まず、現行の国際輸出管理レジームについて概観し、その限界および新たな国際輸出管理体制の必要性について考察する。次に、日韓の輸出管理体制について考察し、輸出管理における日韓協力の必要性及び協力の在り方を模索する。

2. 国際輸出管理レジーム

（1）4大国際輸出管理レジーム[1]

戦略物資輸出管理（strategic items export control）」とは、国際平和と安保に危害をもたらす戦略物資またはそれに準ずる物資（輸出物品や技術など）が軍事用途、テロなど国際社会の安全保障を脅かす国家やテロリストに渡されないように政府の輸出許可などを通じて管理する制度である。輸出管理対象となる戦略物資とは、通常兵器（Conventional Arms）、大量破壊兵器（WMD）[2]とその運搬手段であるミサイルおよびそれらの製造、開発、使用または保管などの用途に転用される可能性のある物品

[1] 戦略物資輸出管理（International Export Control Regimes）という言葉は、日本では「輸出管理」という言葉が使われているので、本論文では輸出管理と統一する。国際社会では「多国間輸出管理」（Multilateral Export）、「非拡散輸出管理」（Non-proliferation Export Control）、または単に「国際輸出管理」（International Export control）という言葉が普遍的に使われる。

[2] 大量破壊兵器（Weapons of Mass Destruction, WMD）に対する定義は、国連（UN）の場合、1991年湾岸戦争終戦時に採択された「UNSCR687号」でWMDを生化学兵器（chemical and biological weapons）、弾道ミサイル（ballistic missiles）、核兵器（nuclear weapons）などと規定している。 韓国は「テロ資金禁止法」第2条に核兵器、化学兵器、生物兵器と規定している。

(commodity)、ソフトウェア(software)および技術(technology)を指す広範囲な概念である。そしてバルブやボルトなど一般産業用に使われる物資もその仕様(specification)や特徴がある水準を超えると武器の製造や使用に利用できるデュアルユース品目(dual-use items)で国際平和と安全に対する脅威を防止するために戦略物資ではないが輸出管理対象としている。

国際輸出管理レジームは第2次世界大戦以後、旧ソ連中心の共産主義国家に対する戦略物資および技術の輸出管理のために米国中心の西側の自由主義国家間で「対共産圏輸出管理委員会(Coordinating Committee for Multilateral Export Control, COCOM)」設立(1949.11)で初めて活動が開始され、旧ソ連の崩壊により解体された(1994.3)。その後、中東やインド·パキスタン、アフリカなどの地域的紛争やテロリストなどによる安全保障の脅威からCOCOMが1996年にワッセナー・アレンジメント(WA)に生まれ変わり、生物化学兵器や核兵器、ミサイルおよびその運搬手段の拡散を管理するために、1978年に原子力供給国グループ(Nuclear Suppliers Group、NSG)、1985年にオーストラリアグループ(Australia Group、AG)、1987年にミサイル技術管理体制(Missile Technology Control Regime, MTCR)など新しい輸出管理レジームが構築された。

まず、原子力供給国グループ(Nuclear Suppliers Group、NSG)は、核関連機材を供給する能力のある国々が核拡散を遮断するために米国主導で1978年に設立された。NSGの主な活動は核兵器開発に転用可能な核燃料や原子炉、原子力関連機材、技術を供給できる能力のある国々が協力して輸出を管理·規制し、核兵器の拡散を防止することである(KOSTI、2023)。NSGは輸出管理のための管理リストは加盟国の合意を基に作成している。また、NSGは核関連物質の移転に関する管理指針とともに、1991年の湾岸戦争以後、査察でイラクが原子力専用品目にデュアルユース品を使用して核兵器を開発していることを確認した後は、装備、物品、ソフトウェアおよび技術の移転などデュアルユース品目に対する管理指針も1993年から実施している。

オーストラリアグループ(Australia Group、AG)は、生化学兵器の物質及びこれらの兵器製造に使用可能な装備および設備に対する輸出管理を通じて国家または非国家行為者による生化学兵器(CBW)活動に寄与できる有形または無形の移転を管理することにより、生化学兵器(CBW)の拡散と生化学兵器を伴うテロリズムの危険抑制を目的に、加盟国間の非公式協議体として1985年に設立された。AGのガイドラインはキャッチオール(catch-all)管理も規定している。すなわち、管理リストに含まれていない品目であっても同品目が化学·生物兵器開発活動と関連があるというメンバー国政府当局の通知がある場合(informed by)輸出国は同品目の移転のための許可を受けなければならない。また、AGでは「輸出」の定義についてAG管理品目が国外に船積みまたは伝送されるものと定義し、これには電子媒体または通信による技術の伝送、すなわち「技術の無形移転 (ITT) 」も含むという点を明確にしている。

ミサイル技術管理レジーム(Missile Technology Control Regime、MTCR)は、大量破壊兵器を移動させる輸送システムの不拡散を目指す国家間の自発的な協議体として1987年に設立された。MTCRは大量破壊兵器の運搬システムの国際的な輸出管理を通じて大量破壊兵器の拡散の危険を遮断し、同時にテロ組織とテロリストなど危険集団の運搬システム関連物品と技術獲得の遮断を目的としている。輸出管理対象品目は非常に重要で敏感な核心技術および装備の超敏感品目である「CategoryⅠ」と敏感品目である「CategoryⅡ」に大きく分けている。

ワッセナー・アレンジメント(Wassenaar Arrangement, WA)はCOCOMに代わる新しい国際輸出管理体制で、1996年9月に発足した通常兵器とセンシティブ・デュアルユース品目および技術の輸出管理に関する初めての国際輸出管理レジームである[3]。通常兵器はCOCOMで管理していた品目であり、名称から見ればデュアルユース品目および技術がワッセナー・アレンジメントでの主な管理対象であることが伺える。参加国はデュアルユース品目及び技術リストと軍用品目リスト(munition list)にあるすべての品目の移転を管理する。デュアルユース品目リストは敏感品目リスト(Sensitive List、SL)と超敏感品目リスト(Very Sensitive List、VSL)に分

表 1　国際輸出管理レジーム概要

区分	4大国際輸出管理4大レジーム				非拡散条約		
	NSG	AG	MTCR	WA	NPT	BWC	CWC
設立	1974	1985	1987	1996	1970	1975	1997
加盟国	48	43	35	42	191	183	193
加盟年度(日韓)	1995/74	1996/85	2001/87	1996/96	1970/75	1987/75	1997/97
管理対象	原子力専用物資及びデュアルユース品目	生化学兵器及び製造装置	ミサイル関連物品	通常兵器及びデュアルユース品目	核兵器	生物兵器	化学兵器

注：NSG：Nuclear Suppliers Group、AG: Australia Group、MTCR:Missile Technology Control Regime、WA: The Wassenaar Arrangement、NPT：核拡散防止条約、BWC:生物兵器禁止条約、CWC：化学兵器禁止条約
出所：安全保障貿易管理ホームページ(https://www.meti.go.jp/policy/)

[3] 正式名称は「在来式武器及びデュアルユース品目及び技術に対する輸出管理に関するワッセナー協約(The Wassenaar Arrangement on Export Countries for Conventional Arms and Dual-Use Goods and Technologies)」である。

けられる。また、WAは多様なアウトリーチプログラム(outreach program)を通じて非会員国がWAの目的に従って在来式武器とデュアルユース品目および技術の移転に関する透明性と責任感を向上させ、適切な政策を樹立できるような支援活動も積極的に行っている。

これらの4大国際輸出管理レジームに全て加盟している国は、世界で計30ヵ国であり、東アジアでは韓国と日本だけである。

また、大量破壊兵器(Weapons of Mass Destruction、WMD)の拡散と通常兵器の蓄積及びテロ団体に対する兵器関連物資及び技術移転に対応するために、兵器別非拡散条約が制定された。国際非拡散条約としては、核非拡散条約(Treaty on the Nonproliferation of Nuclear Weapons、NPT)、生物兵器禁止条約(Biological Weapons Convention、BWC)、化学兵器禁止条約(Chemical Weapons Convention、CWC)などがある。

以上の国際輸出管理レジームに加えて、2001年の米国同時多発テロ以降、WMD拡散防止(counter-proliferation)を目的に2004年に採択された「国連安保理決議1540号」や武器取引条約(Arms Trade Treaty、ATT)などのような国連(UN)による輸出管理措置もある。国連安全保障理事会決議第1540号は2001年9月11日のテロを契機に国家と国際機関にのみ適用されていた国際法体制の限界を克服し、テロリストおよびテロ集団など非国家行為者(non-state actor)の国際平和および安保への威嚇行為を遮断するために国連安全保障理事会で2004年4月に全会一致で採択された。9·11テロにより、これまで国際法の主体に含まれなかった非国家行為者に対する国際法的規律の必要性が提起され、大量破壊兵器の不拡散を担当していた既存の不拡散条約および国際輸出管理体制の限界が明らかになり、9·11テロの直接的な被害国である米国の提案により、国連の全加盟国に大量破壊兵器拡散を防止するために反拡散(counter-proliferation)決議が採択された。

特に、国連安保理決議による措置は国際法的正当性を持つ措置であり、加盟国は国内立法および政策を執行する義務を負う[4]。国連安保理決議第1540号によって強制性に欠ける紳士協定体制で運営されていた国際輸出管理体制が国際規範の姿に進入したと評価され、1540委員会は具体的な管理目録に対する情報提供および関連国家の活動指針を提供する実質的な支援の役割を遂行することになった。

(2) GATT/WTO 体制と輸出管理

1990年代のソ連崩壊以後、米国、EUなど西側諸国と中国の関係が好転し、交易·投資など全般的な経済関係も拡大·深化し、WTO体制下での経済効率性を重視した国際分業(off-shoring)と自由貿易、グローバル化が急速に拡大してきた。このような過程で通商と安保は互いに適切な有機的な関係を発展させてきたと言える。各国はGATT21条に規定された安全保障条項に対しても、自国の安保のための例外規定に基づいた通商制限を正当化するための手段として援用することに非常に慎重であった[5]。すなわち、各国はWTO体制の下で安全保障貿易管理体制の意味および重要性、国連制裁決議などを土台にした安全保障目的の通商措置を慎重に援用し、ワッセナー・アレンジメントを中心とした国際輸出管理レジームで形成された各種条約に基づいて慎重に安全保障貿易管理制度を運用し、GATT21条に代表される安全保障条項を乱用することはなかった。

また、WTOは輸出管理措置とこれを正当化するために援用されているWTO紛争解決制度を通じて多国間通商規範との整合性を判断してきた。国際貿易秩序を規定するGATT·WTO協定は輸入規制に対する規定が中心になっており、輸出規制に対する規定は輸出管理に対する関税賦課の他に数量制限(quantitative restrictions)措置を禁止するGATT規定と例外規定の適用を通じて輸出管理に対する多国間通商体制下での整合性を判断している。GATT·WTO協定には加盟国が自国の国家安保を目的に貿易規制措置を採択する場合、同措置が自国の「核心的安保利益(essential security interest)」を保護するために必要なものと判断する場合、これを包括的に許容する安保例外規定を置いている。

安全保障のための例外(Article XXI: Security Exceptions)規定である第21条は以下のとおりである。

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a)締約国に対し、発表すれば自国の安全保障上の重大な利益に反するとその締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b)締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置を執ることを妨げること。

(i) 核分裂性物質又はその生産原料である物質に関する措置

(ii)武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行なわれるその他の貨物及び原料の取引に関する措置

(iii)戦時その他の国際関係の緊急時に執る措置

表 2　国際的合意

国連安保理決議1540	・テロリスト・テロ団体など非国家行為者への大量破壊兵器拡散防止のために各国が必要な法制度整える。
国連による制裁決議	・北朝鮮への制裁、イランへの制裁など

出所：戦略物資管理システム(https://www.yestrade.go.kr) 等各種資料

[4] 加盟国に履行内訳を報告するようにするなど厳正な措置を実施する点で合法性と強制性が担保される輸出管理といえる(KOSTI, 2023.p. 14)。

[5] これまでWTOパネルの判断が示された紛争はロシア及びサウジアラビアに関する2 件に過ぎない。これらはいずれも、GATT 21 条及びTRIPS 協定73 条それぞれの(b)項(ii)号(戦争時その他の国際関係の緊急時にとる措置)に関する事案であった。

(c)締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基く義務に従う措置を執ることを妨げること

上記のGATT21条の「安全保障例外(security exceptions)」条項は、加盟国が自国または国際社会の安全保障のために輸出規制などの必要な措置を取ることができるよう各国の裁量を認め、これによって加盟国が自国の国家安保上の理由で輸出規制措置を正当化できるようになっている。GATT 21条の例外規定では国家の「核心的安保利益」について明確な規定を提示していないが、これはGATT21条の安保例外規定を援用する加盟国が自国の核心的安保利益に該当することについて自主的判断(self-judging)を認めるためのものと理解できる。しかし、GATT21条(b)項のように条項が具体的でなく、締結国の判断を認める場合、締結国の主張が恣意的になる余地が大きく、政治的に悪用される恐れが大きいということである。

現在のWTO協定の安全保障条項は援用できる状況がかなり限定されており、特にGATT 21条の(b)項では、各下位項目(subparagraph)で言及されている軍事的状況に係る措置のみが対象となる。このような意味でGATT21条に規定されている安全保障の概念は、主に国家の軍事的側面に注目するものであり、安全保障の概念が拡大している新冷戦時代の状況をきちんと反映するには限界があるといえる。

2010年代半ば以降、COVID-19パンデミック、地政学的リスクの高まりなどで国家介入が強化され、世界経済および通商環境が急変している状況の下で、自由貿易とサプライチェーンのグローバル化を牽引したWTOは2003年9月にメキシコのカンクンで開催された第5回閣僚会議の失敗などでその機能が急速に弱まり始めた。特に、米国がWTO紛争解決機構(DSB)である上級委員会委員の再任と新しい委員の推薦を拒否したことで、WTOの核心役割の一つだった紛争解決制度で2019年12月以降上級委員会の機能が停止した[6]。このような米国を中心とした包括的な輸出規制を課すことは、安全保障概念がもはや軍事・防衛に限られず、また戦争のような短期的・具体的な危機への対応のみならず、経済、環境、人権など幅広い分野の危機への準備(preparedness)へと拡大しつつある現実を反映するものといえる[7]。すなわち、経済安保の台頭とともに安保と貿易との緊張関係が一気に高まり、WTO紛争解決手続きにさらに過度な負担になっていると言える。しかし、安全保障目的の通商規制が強化されることでWTO体制が保障する法の支配に基づく多国間自由貿易体制を弱体化させることになりかねない。韓国と日本のように資源・食料の多くを海外に依存し、グローバルサプライチェーンを広範囲に展開してきた国の場合は、WTOのような多国間貿易体制の下での自由貿易の維持が経済安保に不可欠である。

(3) 国際輸出管理レジームの限界

国際輸出管理レジームの目的は、大量破壊兵器や軍事装備の拡散の防止、テロリズムや違法活動に物資や技術の利用防止などを通じて国際的な安全保障と平和を維持することである。特に、国際輸出管理レジームの大きな役割の一つが各国の輸出管理のガイドラインを提供していることであり、各国は国際輸出管理レジームが提示するガイドライン(guideline)に基づいて自国の法令体制に反映し自国の輸出管理制度を作り運営している。従って、各国の輸出管理制度は基本的には類似な内容と体系になっている。例えば、各国の輸出管理制度は国際的ガイドラインに従い戦略物資リストを特定し、管理品目リスト(control list)に基づいて輸出を許可する。しかし、各国の産業政策(産業保護・育成)を目的に戦略物資、例外の適用条件などが調整されるため、国によって細部的な内容と運用面において異なることがある[8]。

しかし、4大国際輸出管理レジームは次のような制度的限界を抱えており、最近は新たな国際輸出管理レジームの構築が求められている。まず、国際輸出管理レジームは基本的に加盟国によるコンセンサス(consensus)を基盤とする意思決定方式を採択している自主的な枠組み(Gentlemen's Agreement)であり、参加国は国際法上これを遵守する義務がない(強制力の欠如)ため、違反が発覚しても実効性のある制裁が困難である。

次に、国際輸出管理レジームは非参加国や一部の参加国が軍事技術の開発・拡散を続けるケースがある。技術の民生利用と軍事利用の境界が曖昧な場合、管理が難しくなることがあり、先進技術、サイバー技術、AI、量子コンピューティングなど新興技術に対する規制が追いつかない状況が続いている。

また、参加国の利害関係によって統一した規制が難しく、経済的利益を優先し、国際輸出管理の枠組みを遵守していない国も多い[9]。ワッセナー・アレンジメントの場合、技術革新に対応した規制リストの改定などのコンセンサス形成への阻害などで追いつけない状態が続いている。とりわけ米中の地政学的対立と覇権競争を前提とした中国の軍民融合、デジタル化や安全保障と経済の融合などへの素早い対応ができなどその実効性が疑問視されているのが実情である[10]。

このように具体的な執行機構の不在または役割の限界、供給国中心の管理、参加国の違反行為に対する制裁手段の不在、非参加国に対する規制問題、国家ごとに異なる運用手続きなどにより、国際輸出管理レジームの限界および無用性が指摘されている(KOSTI, 2023. p.30)。

特に、米国をはじめとする主要国が経済安保政策を強化し経済安保の概念が拡大するにつれ、国際通商体制及び国際輸出管理も大きな転換期を迎えている。安全保障の概念の変化と関連してHeath (2020)は、安全保障の性質が近年変容していること

---

[6] 上級委員会の機能が麻痺すると、EUとカナダの主導で多国間暫定上訴仲裁調整機構(MPIA)を創設した。
[7] 米国バイデン政権も発足直後の2021年1月、大統領令で気候変動·地球温暖化について「米国の外交政策及び安全保障の核心(the center of U.S. foreign policy and national security)」と規定した(White House (2021) , https://www.whitehouse.gov)。
[8] 中国企業などがドイツなどEUに進出している日本企業から工作機械などを輸入してロシアなどに供給することなどからEUと日本の許可基準が異なることが窺がえる。
[9] ロシアはWA,NSG,MTCRに、中国はNSGに加盟している。
[10] 川瀬(2025)、pp.3-4

を、脅威(threats)、主体(actor)、時間(temporality)、脆弱性(vulnerability)の観点から説明している。米国の包括的輸出管理における安全保障の概念も脅威と時間の観点から敵国の侵略などの一時的な脅威のみならず、イデオルギー、技術、サイバーセキュリティ、気候変動にわたる「全面的な安全保障化(securitization of everything)」として再構築しつつある[11]。

また、既存の安全保障のための例外規定であるGATT21条および国際輸出管理レジームでは国際通商パラダイムの変化に対応するのに限界があり、既存の戦略物資と新興技術と基盤技術の移転を遮断するための新たな包括的国際輸出管理体制の構築が求められている。

最近米国による半導体のようなデュアルユース品の対中輸出規制はワッセナー・アレンジメントの範囲を超えている。しかし、半導体の現代安全保障における重要性とワッセナー・アレンジメントの機能低下を踏まえると、何らかの代替的な国際輸出管理レジームの構築が必要であるといえる。既存の安全保障貿易管理レジームであるワッセナー・アレンジメントの限界に加え、デュアルユース品の規制により実効性の高い新たな米国中心の輸出管理スキームの必要性が指摘されている[12]。特に、半導体のような先端技術の米国および日本などの同盟国に偏在していることから中・ロに加え、イラン、北朝鮮といった軍事的脅威となりうる国に対する拘束力のある条約として輸出管理レジームを再構築することが提案されている[13]。

実際に、WAは2001年の「ソフトウェアと技術の無形移転に関する了解文書」に続き、2006年の「ITT最善慣行」を、AGは2008年の「ITT最善慣行」を採用し、関連ITTに対する管理を強化しつつ、加盟国に対して関連国内法の整備を求めている(イ・ギョンリョン、2023)。このように輸出管理の範囲は武器、戦略物資を越えて一般産業用品および技術の輸出入、資本投資、金融取引まで包括する形態に広がっており、これは抽象的で包括的な輸出管理の概念が実利的で具体的な形態で具現され変化する推移をよく示している。

このため、経済効率と自由貿易を根幹とする多国間通商体制は、今後の経済安保と包括的輸出管理を重視する方向への転換が避けられないものとみられる。クルーグマンは脱冷戦以後、米国が主導してきたグローバル化と相互依存の深化は国家間の和合よりは「国際的対決のための新しい国境を作ったようだ」と評価した(Krugman、2022)。国際通商環境と国際輸出管理体制の変化過程を要約・整理したものが(表3)である。

3. 日韓の輸出管理体制

(1) 日韓の輸出管理制度

各国の戦略物資輸出管理制度は一般的に上記の国際輸出管理体制などが提示するガイドライン(guideline)を自国法令に反映して運営されるので、大きな枠組みでは類似した制度および内容を持つことになる。戦略物資輸出管理制度は、管理対象の品目または技術のリストを事前に決めておくリスト(List)規制(または品目規制)と規制リストにない品目または技術を状況に応じて輸出規制するキャッチオール規制[14]に区分する。キャッチオール規制の場合、国際的ガイドラインによって該当品目を特定し、取引相手(または国家)がこれを憂慮する用途に転用する可能性があれば、戦略物資に該当しなくても輸出管理を受けるようにする。ただし、細部的には戦略物資品目や例外適用条件などで国際輸出管理レジームの合意事項がそのまま反映されず、自国の産業保護を目的に調整されることもある。したがって、日韓の戦略物資輸出管理制度も後述するように、これらの国際輸出管理レジームなどが提示するガイドラインを遵守する線で類似しているが、自国の産業保護を目的に自国法規定によって多少の差がある。

ここでは、日本と韓国の輸出管理制度の特徴について概観し、今後両国の輸出管理における協力のための政策的含意を模索する。

日韓の輸出管理制度を比較すると、両国制度の主な特徴は次のように要約できる。

第一に、韓国と日本は輸出管理制度の基本的要素、輸出管理関連法令、戦略物資リスト、許可機関、執行機関を備えており、戦略物資制度を運営した経験もかなり蓄積されている。ただし、両国の戦略物資輸出管理制度は、その細部体系と運用方式において多少差がある。

韓国と日本はそれぞれ1990年代、1980年代に戦略物資の輸出管理に関する本格的な法制化を成し遂げた後、アジアで両国だ

表 3　国際輸出管理政策の変化

論　点	主な内容
対象範囲の拡大	・対共産圏⇒Entity List（個人、団体など）⇒国家(ex. ロシアなど)⇒ 特定分野(ex. 半導体など)
技術中心の管理	・技術優位活用及び技術保護のための手段(EX;みなし輸出管理等) -輸出管理と投資審査制度の連携　-海外直接購入製品規則を通じて外国製品まで管理対象
管理根拠の拡大	・国家安保以外にも人権弾圧、腐敗、知識財産権保護、環境など対象範囲の拡大(EX;FDPR等)

注：Entity List：米国商務省産業安全保障局(BIS)が発行している貿易上の取引制限リストであり、特定の外国人、事業体または政府が掲載される。
出所：筆者作成

[11] 川瀬(2025) ,p.53.
[12] Brunel, supra note 160, at 47–51; André Brunel, Adopt a Treaty for Semiconductor Export Control, DEFENSE NEWS, Feb. 7, 2024, https://www.defensenews.com/opinion/2024/02/07/adopt-a-treaty-for semiconductor-export-control/.
[13] 川瀬(2025),pp.75-76.
[14] 韓国では「状況許可」ともいう。

表 4　日韓輸出管理制度の概念図

輸出管理
・国際平和と安全の維持　・企業の防衛

⇩

輸出管理方法		
＜リスト規制＞ ・武器、機微な貨物や技術をリスト化して規制する仕組み	＜Catch-all規制＞ ・リスト規制品以外を規制する仕組み	＜輸出管理内部規定CP＞ ・安全保障貿易管理関係法令を遵守し、違反を未然に防ぐための内部規程
・韓国：戦略物資輸出入告示別表2（デュアルユース）及び別表3（軍用品目） ・日本:輸出令・別表（貨物）、外為令（技術）	*リスト規制を除くほぼすべて品目 ・Inform要件：日韓 ・Know要件（客観要件）：日韓 ・Suspect要件：韓国のみ	・規程に基づく適切な安全保障貿易管理が実施されていれば輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票が発行され、包括許可制度を活用可能

出所：CISTEC、KOTISなど各種資料から作成

けがWA、NSG、AG、MTCRの4大国際輸出管理レジーム及びNPT、BWC、CWCなど3つの非拡散条約に全て加盟している。また、日韓両国の輸出管理制度が運用面で海外からの高い評価を受けているのは、官民の協力、関係機関間の意見交換、相互理解・協力を通じて全般的な輸出管理水準が高いことに起因するといえる。

法令体系においては韓国と日本はいずれも関連法を制定し、基本的な管理原則および手続きを規定し、その下位法令を通じて細部事項を規定するという点で共通点を持っている。韓国は対外貿易法およびその下位法令で、日本は外国為替法およびその下位法令で技術の移転を含む戦略物資の輸出に対する管理を規定している。米国の場合、非常時に米大統領に強力な経済的権限を付与する国際非常経済権限法（International Emergency Economic Powers Act, IEEPA）に基づく大統領権限によって実施されてきたが、2018年に制定された輸出管理改革法（Export Control Reform Act, ECRA）によって根拠法が定められた。すなわち、韓国と日本は法的側面では米国と比較するとかなり安定的な法的体系を運営してきたと言える。

韓国と日本は上位法とこれを施行するための下位法令で構成されている法的体系においては類似している。韓国は対外貿易法と施行令、戦略物資輸出入告示で大部分の輸出管理関連規定を含んでいる反面、日本は外国為替法とその下位の政令および省令、そして行政規則として多様な通達が細部事項を規定しており、そのため、各行政規則に散在する日本の規定を理解することが重要である。

第二に、韓国と日本の戦略物資輸出管理に関する制度は、戦略物資に対する輸出許可義務を付与するリスト規制、戦略物資でなくても一定の要件の下に輸出許可義務を付与するキャッチオール（Catch-all）規制、輸出管理内部規定（CP）という三つの制度が中心になっている。

リスト規制の場合、日本は輸出令及び外国為替令に区分され、輸出規制対象貨物の品目名は輸出令別表第1の第1項ないし第15項に、技術提供規制対象の品目名は外国為替令別表の第1項ないし第15項に、それぞれ規定されており、これらの詳細な仕様・規格は貨物等省令に規定されている。一方、韓国は対外貿易法によって制定された戦略物資輸出入告示の別表2および別表3がリスト規制の適用を受ける品目、細部仕様、規定を全て規定している。

輸出許可類型においては、包括輸出許可において日本の方が韓国に比べてより細分化されている。すなわち、韓国は使用者包括輸出許可、品目輸出許可に区分されているのに対し、日本は一般包括輸出許可、特別一般包括輸出許可、特定包括輸出許可、特別返品など包括輸出許可、特定子会社包括輸出許可など5種類に区分される。有効期間は両国とも3年以内を基本とするが、韓国の場合、状況によって2年以内も適用するなど柔軟性を見せている。また、リスト規制の適用対象地域は、韓国、日本ともに全世界・地域を対象にしている。

ただし、リスト規制における製品分類においては、日本はEU基盤の統制番号または品目別識別番号であるECCN（Export Control Classification Number）を使用せず、独自の区分番号を使用する点で韓国とは大きな違いがある。これにより、日本で判定された結果を韓国で活用しようとする場合、または韓国での判定結果を日本の規定に照らし合わせて理解しようとする場合、困難に直面することがある。このような不都合を解消するため、日本政府は「輸出令」の別表を通じて管理される品目のECCNを確認できるよう、経済産業省の安全保障貿易管理ホームページで連携表を提供している。このような品目分類の違いは企業の立場からも戦略物資の確認を通じた輸出管理の運用にネックとして作用する可能性があり、日韓両国の制度運営における協力を考えるときにも障害要因にもなりうる要素である。

第三に、キャッチオール規制においても、客観要件とInform要件を規定している点、WMD（大量破壊兵器）キャッチオール規制について、韓国と日本が国連指定の懸念取引者リストの団体と個人を許可義務取引に含めるなど、日韓の間ではほぼ類似している。しかし、WMDと通常兵器によってキャッチオール管理の適用要件が異なり、特定グループ国家に対するキャッチオール規制の適用

[15] この分類基準は米国、EUを含む多数の国が共通して使用している。

要件が多少異なるなどの違いもある。また、キャッチオール規制方法でも韓国がinform要件、know要件、suspect要件などを全て適用する反面、日本はinform要件、know要件だけを適用している。

両国のキャッチオール適用要件の違いを見てみると、①WMDと通常兵器の区分について、韓国の場合、上記キャッチオール規制の対象となる「大量破壊兵器等」に「大量破壊兵器、その運搬手段であるミサイル及び通常兵器」をすべて含むので(戦略物資輸出入告示第2条第15号)、少なくともWMDか通常兵器かを区分してキャッチオール規制の適用要件を区別する方式ではない。②用途確認と需要者確認に関して、韓国の場合は用途確認と需要者確認を別の体系で規定している。すなわち、用途確認は基本的に大量破壊兵器などに対する転用可能性を要求している。一方、需要者確認に該当する憂慮取引者に関する条項である戦略物資輸出入告示第54条第3項の場合には、大量破壊兵器などに対する転用可能性がなくても憂慮取引者ということ自体がキャッチオール規制の対象になる。③ホワイト国(グループA国)[16]に対する適用除外に関して、日本の場合、グループA国に対してはキャッチオール規制が適用されないが、韓国はホワイト国(カ地域)に関してもキャッチオール規制を適用している。

第四に、韓国と日本は戦略物資輸出管理制度の一環として自律遵守制度(ICP)を運用している。韓国は2004年に自主輸出管理規定を導入して以来、一定の要件を満たした者を自主遵守貿易取引者に指定した後、3つの等級によって包括輸出許可などの恩恵を与えている。日本は1987年、東芝機械のココム(COCOM)違反事件をきっかけに政府が企業の自主的な輸出管理体制の構築を促した。ただし、韓国は政府が審査して指定する手続きを踏んでいる反面、日本は政府指定手続きなしに受理票だけを配布して包括許可を使えるようにしている点、韓国は戦略物資輸出業者に内部管理体系の構築を義務化していないが、日本は義務化している点で多少差がある。

第五に、韓国と日本の戦略物資輸出管理関連のガバナンス組織は、許可機関、判定機関、執行機関の3つの機能組織の側面で比較できる。許可機関については韓国の場合、品目と関連法令により計4官庁(産業通商資源部、防衛事業庁、原子力安全委員会、統一部)に分かれている反面、日本は経済産業省が総括管理している。判定機関は韓国の場合、産業用戦略物資は産業通商資源部が貿易安保管理院に、原子力専用品目は原子力安全委員会が韓国原子力管理技術院にそれぞれ判定を委託している。一方、日本は民間戦略物資輸出業者で構成された安全保障貿易情報センター(CISTEC)が判定機関の機能を遂行している。執行機関は、韓国と日本のいずれも戦略物資執行のための専門機関を別途設けてはいない。その代わり、韓国の場合は関税庁が国境での戦略物資不法輸出入に関する執行を支援しており、日本の場合は税関、警察、海上保安庁が経済産業省、外務省などとの緊密な協力の下で執行機能を遂行している。

日本のように一元化された輸出管理体制は、物品の性格によって業務が複数の主務省庁に分散している体制に比べて、手続きの簡素化、政策の一貫性など制度の効率性の面でメリットがあるといえる。米国も戦略物資の管理・規制は、商務省傘下の産業安保局(BIS)が担当するなど、多くの国で日本のように一つの国家機関が担当している。とりわけ、技術開発と武器の先端化で軍需用・民需用の区分が難しくなっており、企業に戦略物資輸出に関する正確で迅速な情報をワンストップで提供できるという面からも輸出管理体制の一元化の効率性が高いといえる。

表5　日韓の輸出管理制度の比較

	韓国	日本	米国
関連法	「対外貿易法」	「外国為替及び外国貿易法」(外為法)	輸出管理改革法(Export Control Reform Act, ECRA)
担当機関	分野別専門性重視⇒4つの専門部署に分担	経産省(METI)に一元化	産業安保局(BIS)
戦略物資	国際レジーム	国際レジーム+α	国際レジーム+α(独自品目)
管理地域	全地域	全地域	個別国家によって相違
リスト品目 分類基準	EU 体系	独自分類体系 (連携表掲載)	EU 体系
Catch-all品目	デュアルユース品目	デュアルユース品目	すべての品目(EAR99)
Catch-all管理地域	White countries (29カ国)以外の国家・地域	White countries (27カ国)以外の国家・地域	個別国家によって異なる
独自制裁	なし(可能)	対中半導体設備	FDPR管理

注:FDPR (Foreign Direct Product Rules):外国直接製品ルール:外国産製品の製造過程で米国産技術(SW含む)が使われた場合、または米国産技術で製造された装備が使われた場合、米国産部品が全く含まれていない製造物であっても米国の輸出管理対象と見なす。
EAR99:商務省輸出規制リスト(CCL)に掲載されていないEAR対象品目で通常許可なしに輸出可能な品目。しかし,EAR99品目でも禁輸国,憂慮の使用者(Entity List)、禁止された用途の目的の輸出の場合許可が必要となる。
出所:各種資料から作成

[16] ホワイト国(グループA)とは、輸出貿易管理令の別表第3に指定された27国で、これらの国々は国際的な枠組みのなかで輸出管理が厳格に行われている国々である。つまり、ホワイト国への輸出に関してはリスト規制で非該当と確認ができれば、キャッチオール規制(最終需要者や用途)の確認は不要となる(リスト規制は対象)。

(2)日本の対韓国輸出規制

本節では2019年7月の日本の対韓国輸出規制について、その措置の背景と内容、そして日韓紛争の経済的影響について概観し、政策的含意と示唆点を模索する。

日本政府は2019年7月、輸出管理不十分等を理由に韓国に対する輸出管理の強化措置を発表した。輸出貿易管理令を改正し、韓国を日本のホワイト国家リストから除外するとともに、包括輸出許可取扱要領を改正して韓国に対して半導体とディスプレーの核心素材であるフルオリンポリイミド、レジスト、フッ化水素の3品目に対する輸出許可を既存の包括輸出許可から個別輸出許可に変更した。

韓国政府も日本をホワイト国リスト(カ地域)から除外するとともに、日本を世界貿易機関(WTO)に提訴し、日韓軍事情報保護協定(GSOMIA)延長の中止を検討するなどの対応措置を取った。

日本は対韓輸出規制の理由として、①韓国の輸出管理制度(キャッチオール制度)の不備、②韓国の輸出管理をめぐり不適切な事案の発生、③日韓における信頼関係の著しい毀損(=元徴用工問題+その他)などの3点を指摘した[17]。しかし、韓国では、日本政府が韓国に対する輸出規制措置を断行した主な原因が、①及び②の安全保障輸出管理上の理由より、③元徴用被害者の問題による両国間の信頼関係が損なわれたことが主な要因であるとの見方が支配的であった(キム·ヤンヒ、2021、ソン·チャンフン、2020)。

実際に、当時の菅官房長官が別の記者会見で元徴用工の問題に触れている。韓国の最高裁は2018年10月、韓国の徴用被害者が提起した損害賠償請求訴訟で韓国人動員被害者の訴えを認め、日本企業が被害者に賠償を命令した最終判決を下した。一方、日本政府は1965年に締結された日韓請求権協定で徴用被害に対して個人に賠償する義務がないと主張してきたが、日本側の主張は受け入れなかった。

前述したように日本の輸出規制に対して韓国も強硬な対応措置を取り、両国の葛藤は国交正常化以後最悪の状況に至ったが、2023年7月、両国は合意を通じて規制措置が以前の水準に回復し、輸出管理を巡る日韓紛争は4年ぶりに終了した。

両国の輸出管理を巡る葛藤が解決に向かった背景には、様々な要因が複合的に作用したといえる。まず、両国ともに政権が交代して国内政治状況が変化したこと、また経済面で相互補完・相互依存関係を深めてきた両国にとって輸出規制のコストが大きかったことなどが挙げられる。特に、グローバルサプライチェーンで韓国と日本の相互補完的関係を示す代表的な産業である半導体産業における日本の輸出規制措置は日韓両国の経済と社会全般に大きな衝撃と教訓を与えたといえる。

日本の輸出規制措置は自国の利害関係を貫徹するために友好国を相手に輸出管理(export control)制度を活用した事例という点で示唆するところが大きい(ソン·ジュンホン、2022)。政治学者のヘンリー·ファレルとアブラハム·ニューマンは、経済制裁の効力を決定する要因として、制裁措置を取った国家が国際ネットワークの中でどれほど中心的な位置を占めているのかという点に着眼した(Farrell and Newman、2019)。日本の対韓輸出規制品目を見れば、2019年当時、フォトレジストとポリイミドについては日本の世界市場占有率が90%以上を占めており、韓国も同品目の日本依存度が90%を越えていた。日本としては当時の輸出規制措置が韓国に相当な打撃と圧力として作用すると予想したものと見られる。

これまで日韓両国は政治·外交的葛藤が激化しても経済的協力は持続するという政経分離原則を堅持してきたが、日本の対韓輸出規制措置は既存の政経分離原則が崩壊する端緒を提供した点で非常に重要な事件であったといえる。

経済的な影響については、日本は韓国の強い反発に直面し、該当品目に対する韓国の国産化政策と「脱日本化」の進展で輸出が減少するなどの実質的な影響を受けた(向山、2020)。結果的に日本の対韓輸出規制措置は韓国の慢性的な対日輸入依存度を下げるきっかけを作ったと言える。韓国は半導体生産に必要な核心素材に対する日本の輸出規制によって、代替供給先を確保するとともに、同分野の国産化に一層拍車をかけるようになった(イム·ヨンモク、2021)。言い換えれば、日本の対韓輸出規制措置は、両国の間で相互補完・依存関係が進展しているなかで、相互依存の武器化がもたらす効果がどれほど深刻なのかを確認する良い機会であったといえる。また、東アジアにおける地政学的リスクが

表 6　3品目の対日輸入依存度(2019年上半期)

レジスト		フッ化水素		フッ化ポリイミド	
日本	92.3	中国	46.5	日本	94.0
アメリカ	7.0	日本	44.6	台湾	3.7
ベルギー	0.4	台湾	8.8	中国	1.3
台湾	0.2	アメリカ	0.1	アメリカ	0.6
中国	0.1	インド	0.0	ベトナム	0.2

出所：大韓貿易協会データベース

[17] 産経新聞、産経新聞は「韓国で生化学兵器を含むWMD製造に転用優れた戦略物資が密輸出された件数が2015年から4年間で156件にもなる」とし、韓国の戦略物資輸出管理制度に問題があるという趣旨の記事を報道し、これに対して韓国政府は産業通商資源部傘下の戦略物資管理院(KOSTI)の年次報告書を通じて戦略物資無許可輸出件数の北朝鮮との関連性を否定し、該当件数は米国商務部産業安保局(BIS)の「不法輸出処罰現況」の最近3年間(2015-2017)資料730件に比べてむしろ少なく、韓国と米国は毎年戦略物資無許可および輸出措置を公開するということを発表する。「韓国は戦略物資輸出管理制度を徹底的に施行中」、報道説明資料(2019.7.13.)、産業通商資源部ホームページ(https://www.motie.go.kr)。

高まる中で日韓両国にとっては、経済安全保障と関連して信頼構築を通じた戦略的経済協力の重要性、特にグローバルサプライチェーンの重要性と経済安保に対する新しい議論を触発させた重要な契機になった。

4. 結びに代えて

(1) 輸出管理における日韓協力の必要性

米国は米中覇権競争を背景に安全保障の名のもとに多数の通商制限措置を導入しており、同盟·友好国に多少の経済的損失を甘受しながらも国際貿易体制の安全保障化と包括的な輸出管理を強化するよう圧力の水位を高めている。このような米国の動きはWTO機能が低下している中で世界主要国がこうした米国の動きに注目している理由でもある。

今後、国際通商秩序はWTO体制とともに米国主導の包括的な輸出管理制度に移行する可能性が高まっていると言える。新しい輸出管理レジームは既存の戦略物資とデュアルユース品目以外に米国の関心分野である新興技術と基盤技術とともに、経済安保効果を高めるための強制措置、FDPR（Foreign Direct Product Rules）のような域外適用などのより包括的で強化された措置が含まれる可能性が高い。2020年以降、トランプ政権はEntity List方式のFDPRを導入し、台湾のTSMCが米国装備に依存していることを活用してTSMCがファーウェイなどに高仕様チップの販売を中止させた。さらに、バイデン政権は、中国の情報·軍事·核関連団体も含め、2022年10月には高仕様コンピューティングおよびスーパーコンピューティングFDPRを実施し、「Small Yard、High Fence」の戦略の下、中国に対する強力な輸出規制を実施している。このようにFDPRが広範囲で多様な形態に発展し、米国の輸出管理範囲に含まれる外国産品目の範囲がはるかに広くなり、特に米国産設計技術と製造装備を使用する半導体分野で外国企業がより大きな影響を受けることになった。

また、米国が進めている包括的な輸出管理が効率的に機能するためには、同盟国の参加と協力が必要となる。米国はEUとの貿易技術理事会（TTC）でも輸出管理体制の強化について議論しており、ロシアに対する経済制裁と中国に対する半導体輸出管理はすでに国際通商秩序の一部として受け入れられているなど、米国が進めている包括的輸出管理は新しい国際通商秩序として位置づけられつつある（チョン·インギョ、2020）。

多くの国の国境を通過する貿易の特性上、輸出管理は単純に1、2国だけでその効果を達成することには限界がある。諸外国を経てエンドユーザにまで到達する貿易経路全体に管理の有効性を確保しなければ、特定のユーザ又は用途に転用されることを阻止するための輸出管理の目的を達成することは困難である。したがって、先端技術や製品の優位を占めている国といっても単に独自の輸出管理措置では効率的な輸出管理に限界がある。。これに対し米国、EUなど主要国は国際輸出レジームの非参加国を中心に輸出管理法および制度の構築を支援するアウトリーチプログラム（Outreach Program）を運営している。貿易の経路に位置する国々が全て輸出管理制度を導入、運営することで、いわゆる弱い輪を除去し、サプライチェーンネットワーク上で輸出管理が実現できるようにすることがその目的であると言える。また、米国、EUなど主要国は開発途上国に対する輸出管理アウトリーチプログラムを運営する際に、韓国と日本を東南アジアなど開発途上国が参考にする模範事例として提示する一方、東南アジアに力量強化を提供できるアウトリーチパートナーと認定している。その背景には、韓国と日本が貿易規模において世界10位に入る貿易大国として、アジアで唯一4大国際輸出管理レジームに加盟しており、輸出管理法および制度を導入して運営している模範国家であることがある。したがって、東南アジアに対する輸出管理アウトリーチ活動においても日韓両国の協力の余地が多いといえる。

一方日本と韓国は、中国、ロシア、北朝鮮など潜在的な安保脅威に囲まれた地政学的環境とともに、資源と食糧の海外依存度が高いなど経済安全保障をめぐる厳しい環境に直面している。韓国と日本の場合、多様な代替調達先や海外市場を確保できるという点で、開放的な多国間通商体制の維持を基本とすることが経済安全保障に有利であることは事実である。言い換えれば、日韓両国は資源、技術、市場などを保有し、隣接するカナダ、メキシコなどで供給網を確保できる米国とは直面している地政学的・地経学的環境が決定的に異なることを認識すべきである。

(2) 輸出管理における日韓の協力の在り方

輸出管理における日韓協力の在り方と関連しては、前述した日韓輸出規制をめぐる摩擦から多くの示唆点が得られる。前述したとおり日韓輸出規制と関連した両国の間の葛藤の過程から見ると、第一に輸出管理制度および運用における相互信頼関係の構築が今後の輸出規制における摩擦の予防に必須条件であるといえる。両国の輸出管理における相互信頼構築に関しては、政府の制度および運営の側面に関する信頼感、そして企業の制度履行に関する相互信頼という二つの側面からアプローチすることができる。まず、両国の政府レベルで、両国の輸出管理制度の適切性と透明性、そしてその運用における信頼関係の構築が重要となる。両国が戦略物資の輸出管理制度の運用・管理に関する情報を相互共有することは、両国に対する制度および運用の透明性を高めるという点で信頼関係の構築につながる。

また、実際の制度運用における両国の協力では、両国の輸出管理・運用に参加する関連機関の間で定期的な交流および協力プログラムが必要となり、これらは複数の国を経る貿易の特性上、輸出管理の効率性を高める。

特に、経済安保が主要議題として急浮上し、輸出管理の概念の範囲及び対象分野はますます拡大しており、これに伴い不法ないし迂回輸出も増加し、その方法もますます高度化している。このように経済安全保障をめぐる環境が厳しさを増しているなかで、日韓両国は輸出管理の執行機関及び企業の間の情報共有と協力の必要性はますます高まっているといえる。

戦略物資輸出管理制度の構築と運用と関連した業務は、各国固有の機能であるが、前述したように多くの国が協力することで輸出管理の効果が倍加される。例えば、日韓両国においても韓米及び日米の間の交流会議のような協力プログラムを構築し、両国の

運用実務者間の交流が定例化されれば、相互情報共有および運用ノウハウ共有の深さが増大し、輸出管理の効率性につながると思われる[18]。

また、日韓両国の輸出管理における協力の在り方と関連して重要な点は、最近の急変している経済安保環境のなかで、多国間の輸出管理枠組の中での日韓両国の協力を可能にするメカニズムまたは実務レベルでの協力が重要である点である。近年WA等の4大国際輸出管理レジームの限界とその機能がうまく作動していないなどを背景に米国を中心とした主要国が新しい協力体制の構築の動きを見せている。このような動きに対して日本と韓国が独自に対応するよりは、産業や貿易構造面で相互補完関係にある両国が協力して対応することで交渉力の増大などにつながると思われる。とりわけ最近アメリカが主導する新興技術関連の輸出管理の強化などを考えると、韓国と日本は半導体産業など主要産業で輸出管理関連の協力を通じて合理的で信頼性の高い輸出管理を実現することができ、さらに国際社会における新たな輸出管理体制の構築と関連して主導権確保にもつながると思われる。

要するに、日韓をめぐって急変する経済安保環境と包括的輸出管理に対する国際的共感と役割も高まっている状況を考慮すれば韓国と日本の経済安保および輸出管理に対する協力は選択の問題ではなく必然的だと言える。

＜参考文献＞

（韓国語）

チョン･インギョ（2020）「米国輸出管理制度の国際的拡散」韓経BUSINESS（2020. 10. 17）

ソン・ジュンホン（2022）「日本の輸出管理制度に関する研究」『通商法律』、第154号、pp.3-42.

キム・ヤンヒ（2021）「日本の対韓輸出規制強化2年の評価と課題」 国立外交安保研究所、『主要国際問題分析」2021-19.

イム・ヨンモク（2021）「素材・部品・装備の競争力強化2年の変化」月刊通商,8月号（Vol. 111）. https://tongsangnews.kr/webzine/1812108/sub2_2.html（検索日: 2024年5月20日）

韓国貿易安保管理院（2023）『輸出総覧：国際輸出管理制度及び韓国の輸出管理制度』, pp. 41-53.

（日本語）

川瀬剛志（2025）「対中半導体輸出規制とWTO安全保障例外の射程-“small yard, high fence”か “as large of a lead as possible”か」RIETI Discussion Paper Series 25-J-001.

風木淳・大川信太郎編（2022）『詳解外為法：貿易管理編』商事法務

中島朋義（2021）「日本の対韓輸出管理強化」、『ERINA REPORT（PLUS）』 No.158、環日本海経済研究所.

向山英彦（2020）「韓国の半導体産業の脱日本化の行方：日本の対韓国輸出管理強化の意図せざる結果」日本総研、Research Focus, No.2019-35。

経済産業省（2023）「安全保障貿易管理」（https://www.meti.go.jp/policy/anpo/）

CISTEC事務局（2019）「日韓間の混乱を招いた安全保障輸出管理に関する誤解」、『CISTEC Journal』183,pp.34-44.

（英語）

Farrell, H., & Newman, A. L.（2019）“Weaponized Interdependence: How Global Economic Networks Shape Coercion and Surveillance” International Security, 44（1）, pp.42–79.

Krugman, P.（2022. 10. 13）“When Trade Becomes a Weapon”, The New York Times.（https://www.nytimes.com/2022/10/13/opinion/China-tech-trade-biden.html）

Nasu, H.（2021）“The Global Security Agenda: Securitization of Everything?” in R. Geiß & N. Melzer（Eds.）The Oxford Handbook of the International Law of Global Security（pp. 38–39）, Oxford University Press.

White House（2017）National Security Strategy of the United States of America.

White House（2021）Executive Order 14008: Tackling the Climate Crisis at Home and Abroad.

White House（2022. 11. 7）National Security Strategy.

White House（2023. 8. 9）Executive Order on Addressing United States Investments in Certain National Security Technologies and Products in Countries of Concern.

[18] 2024年から韓米の間では両国の執行担当官が集まり両国の執行事例、法的土台、情報分析技法などを相互共有する執行交流会議が米国ワシントンDCで開催された。同会議は韓米両国の貿易安保執行関連機関間の輸出管理優秀履行事例およびノウハウを共有し、両国間の協力ネットワークを強化するために2020年から開催することに合意した行事だが、2019年末に新型コロナウイルス感染症の勃発で開催直前に延期され、2024年に入ってから開催された。